

要緊急安全確認大規模建築物の用途・規模要件一覧表

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第3条による

昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物

用 途	規 模
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積の合計 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 床面積の合計 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積の合計 5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ 床面積の合計 1,500 m ² 以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積の合計 3,000 m ² 以上
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物